

議案第10号

愛西市介護保険条例の一部改正について

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、介護保険料の額を改定することに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「33,000円」を「31,300円」に改め、同項第2号中「39,600円」を「37,900円」に改め、同項第3号中「42,900円」を「41,700円」に改め、同項第4号中「56,100円」を「58,600円」に改め、同項第5号中「66,000円」を「69,000円」に改め、同項第6号中「79,200円」を「82,800円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「85,800円」を「89,700円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「99,000円」を「103,500円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「112,200円」を「117,300円」に改め、同号ア中「500万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「118,800円」を「131,100円」に改め、同号ア中「500万円以上800万円未満」を「420万円以上520万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号中「125,400円」を「144,900円」に改め、同号ア中「800万円以上1,000万円未満」を「520万円以上620万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第12号中「132,000円」を「179,400円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号の次に次の3号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 158,700円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、か

つ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

（13） 次のいずれかに該当する者 165,600円

ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（14） 次のいずれかに該当する者 172,500円

ア 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「19,600円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,100円」を「24,100円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「39,600円」を「41,400円」に改める。

第6条第3項中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第10号まで」を「第14号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛西市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。